

**配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）
中間案に対する意見募集の結果について**

- 1 意見募集期間：平成30年12月19日（水）～平成31年1月18日（金）まで
- 2 意見提出項目数：17項目
- 3 意見の要旨と府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方（案）
I DV被害に気づく環境づくり		
(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	<p>●特に若い人たちに対してはSNSも活用し、専門機関へ相談することや一時保護することで、その先どのようなになるのか、一時保護や自立の支援を受けることができるのかなど、先が見通せるよう伝えるべき。</p>	<p>○専門機関に相談しても無駄だと諦める方が少なくない中、安心して相談ができること、信頼してもらえる専門機関であることが必要です。</p> <p>そのため、相談・保護後の進路や継続的な支援内容等についての情報提供に取り組んでまいります。</p> <p>なお、その際には、紙媒体等に加え、若年層を中心として、SNSの活用が有効であると考えており、今後、活用を検討してまいります。</p>
(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	<p>●DVを周囲で見聞きしたり、相談を受けた者にとって、どのような対応が適切なのか伝えるべき。</p> <p>●男性は、職場の方が相談しやすいこともあると思う。企業でのDV対策も必要ではないか。</p>	<p>○被害者は、相談できず一人で悩んでいることが多く、まだまだ潜在していることから、周囲の方は、真摯に話を聴くこと（否定をしないこと）や、専門の相談窓口を案内することが大切です。</p> <p>DV被害者の周囲の方の、適切な対応について、府民向けの啓発講座や冊子の配布により、引き続き啓発してまいります。</p> <p>○調査では、被害の相談先として「職場・アルバイト先の関係者」を挙げる回答が一定数あります。</p> <p>現在も、企業と連携した広報や、企業内部での啓発や研修に取り組んでいるところであり、今後も職場において被害者を理解し、孤立させないための啓発を充実してまいります。</p>
II 暴力を許さない意識・環境づくり		
(3) 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	<p>●誰もが、被害者にも加害者にもならないためには、予防的な教育が必要であり、「DVに至る過程の実態、感情のコントロール、パートナーシップ等」を若いころから学ぶ必要がある。</p> <p>●小さい時から暴力が身近にある環境が加害者を生み出している。暴力についての教育、交際や別れた後についての教育を行う必要がある。</p> <p>●DV加害者には、生育環境などに起因する何らかのパーソナリティの障害がある場合もあるため、世間の理解や行政の支援による治療や更生が必要。</p> <p>DVを行う人の育ってきた環境や人権にも配慮し、これを公的機関が財政支援も視野に入れた長期的な救済施策が必要。</p> <p>●処罰するだけでなく、DV加害者がどのような状況におかれ、どうして加害に及んだのかを考えるべき。福祉事務所、地域包括支援センター等の支援団体と連携し、問題共有やケース検討を行うことにより被害・加害を防げるのでは。</p>	<p>○DV被害及び加害の未然防止には、幼いころから暴力によらない人間関係づくりや、暴力を許さない意識づくりを学ぶことが重要であると考えています。</p> <p>年代に応じた教育・啓発について、教育機関をはじめ関係機関との連携により、いのちやお互いを大切にすることを育む取組や、小さい頃からのデートDV啓発に努めてまいります。</p> <p>○まずは、加害者がDVをしていることに気づき、暴力を繰り返さないようになることが大切です。</p> <p>従来から、DV行為の事例やチェックリストを掲載した資料の活用により啓発を行ってきましたが、今後、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないための更生プログラムの実施に取り組んでまいります。</p> <p>その際には、加害者の抱える経験や生活環境を踏まえ、また、被害者対策の一環として、加害者にも被害者にもならないように自立するためのプログラムとなるよう、関係機関との連携により調査・研究してまいります。</p>

Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実		
(4) 相談体制の充実・強化	●DV被害について、何も悪いことをしていない被害者側が逃げ出す以外の方法がないのか疑問に感じる。	○DV被害の場合、まず、被害者の安全確保のため、安全な一時保護所等への避難が必要となり、その後、被害者や加害者への対応を基本としています。 なお、DV被害自体をなくす、減らすよう、今後とも暴力の未然防止及び抑止に向けた啓発等も強化してまいります。
	●「相談窓口」には堅いイメージがあり、つながりにくいことが考えられる。ストレスを感じず、気軽に相談できる場が必要ではないか。	○若年層をはじめとした多様な方が気軽に相談できるよう、御意見も踏まえ、相談の入り口としてSNS等の活用も検討してまいります。
	●家庭内の受動喫煙もDV問題の一つに類する。京都府における受動喫煙防止対策に関する報告書は『妊婦や乳幼児、未成年者については、あらゆる場面において受動喫煙の害から完全に保護する』を目標に掲げているので、連携して対応すべき。相談を受けた時もその防止に向けて対処して欲しい。	○配偶者からの暴力についても多様な形態がありますので、喫煙対策の所管課とも連携し、家庭内の受動喫煙の防止に係る啓発等にも、より一層取り組んでまいります。
(5) 緊急保護の充実	(なし)	
(6) DV家庭に育つすべての子どもへの支援	●家庭内でDV問題を抱えている子ども専用のシェルターや思春期の子どもの居場所づくりが必要。	○子どもシェルターは、府内にも設置され、京都府も支援しています。 また、一時保護所入所児童については、現在も家庭支援総合センターの寄り添い支援チームが支援しており、退所後についても地域での継続した支援を受けられるよう教育委員会などの関係機関へ働きかけています。 子どもの居場所については、「こどもの城強化拡大事業」により、居場所の開設・運営支援を行っているところであり、今後ともより一層の支援が提供できるよう取り組んでまいります。
(7) 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者、加害者への対応	●男性相談の周知に際しては、男性でも相談して良いのだと、安心感をもってもらえるよう、公的なメッセージを発信することが重要。	○DV相談支援センターにおいて、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置し、男性も安心して相談してもらえるよう周知してまいります。
	●障がい者、高齢者の方々がDV（虐待）被害者にならないような取り組み、生活の質（QOL）の向上に力を入れるべき。	○障がいのある方や高齢者のDV（虐待）被害への支援については、市町村のDV相談窓口や障がい者・高齢者虐待相談窓口との連携により、迅速な対応を行うよう努めているところですが、今後ともより一層連携してまいります。 また、障がい者・高齢者虐待を所管する関係課とも連携し、生活の質（QOL）の向上にも取り組むとともに、相談員等への研修内容にも組み込み、相談時に適切な対応が取れるよう資質向上を図ってまいります。

IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化		
(8) 支援策の充実・強化	(なし)	
(9) 生活の安定と心身回復へのサポート	<p>●DVの環境から離れ、普通に生活するようになった後も、PTSDなど苦しい症状が続くため、長期的な支援が必要。フラッシュバックは昼夜を問わず、また夜、盆、正月でも起きるため、緊急時の時間外にも専門員が対応ができる24時間体制の継続的かつ継続的な支援の確保を要求する。</p> <p>また、DV被害者、元被害者でPTSDに悩む人の家族への支援が必要。家族とは、DV被害者が配偶者である夫(妻)、デートDV被害者の両親、実家に帰った被害者を養育する両親・祖父母等が考えられる。</p>	<p>○家庭支援総合センターのDV相談電話では、毎日(午前9時から午後8時まで)相談員が対応しており、今後は来所相談時間の延長やアウトリーチによる支援のほか、SNS等を活用した相談も検討しているところであり、引き続き相談体制の充実・寄り添い支援の強化に努めてまいりたいと考えます。</p> <p>また、被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活できるよう、被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援も強化してまいります。</p>
	<p>●地域に支援する人を増やすべき。ボランティアの受け付け等の体制づくりが必要。</p>	<p>○被害者の社会的自立を身近な地域で支える地域生活サポーターを平成23年度から養成し、平成30年度までに97名の登録をいただいております。</p> <p>今後は、地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、地域生活サポーターの効果的な活用を図ってまいります。</p>
	<p>●シェルター退所後の保育園の受入れ等、移転先の環境が整わないため、結局、一時的に民間シェルターに転居する現状がある。退所後の自立支援や、適切なシェルター利用のため、行政間の連携で対策できないか。</p>	<p>○現在も保育所の随時優先入所や就学手続き等弾力的な運用について、被害者の状況に寄り添った対応ができるよう市町村や教育委員会へ働きかけているところですが、今後もより一層連携を強化してまいります。</p>
(10) 関係機関の連携強化	(なし)	
V 被害者の状況に応じた支援体制の推進		
(11) 民間支援団体との連携・支援	<p>●民間シェルターのスタッフは支援員が少なく、研修を受けようと思っても、現在、シェルターに入っている人の対応に追われるため、研修に参加できる状況でない。</p>	<p>○被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的な支援が必要であり、民間支援団体等の機能やノウハウを活かした連携強化が必要と考えます。</p> <p>民間支援団体等職員への体系的な研修については、複数回の開催を、関係機関の集まった連携会議については、各家庭支援センター(DV相談支援センター)ごとの開催を予定しており、参加機会の確保に努めてまいります。</p>
(12) 都道府県間の広域連携体制の充実	(なし)	
(13) 苦情処理体制の整備	(なし)	
全般・その他	(なし)	